

令和2年度第1回 議題(2)

「空家等の適正管理に関する取組み」について寄せられた意見

	指摘事項	意見に対する考え方	条例(案)への反映
空家等対策協議会	緊急安全措置費用の支払いについては事前に担保をとらないと、市ばかりが負担になってしまうのではないかと。	緊急安全措置を実施する前に、原則所有者の同意を得ることとしています。ただし、住所地が不明な方や老人保健施設に入所されている方など、同意を得ることが困難な場合や相続人不存在の空家等は、同意を得ることなく実施することができます。	条例第8条第2項にて、措置実施前に所有者等の同意を得ることとし、所有者等の所在が判明しない場合や、やむを得ない事由がある場合は、同意を得ずに措置を実施できることとしています。
	緊急安全措置費用の回収方法は。	支払期限までに払わない場合、久喜市債権管理条例に基づき督促を行います。その後、相当の期間を経過しても支払わない場合は、裁判手続きにより強制執行を実施します。	条例第8条第4項において、空家等の所有者等へその費用の償還を請求するものとする、としています。支払期限までに払わない場合は、久喜市債権管理条例に基づき徴収します。